

『古今集』の成立時期について(続)

樋口 芳麻呂

1

『名古屋平安文学研究会会報』第九号(昭和五十七年十二月)に発表した拙文「『古今集』の成立時期について」は、延喜五年奏覧説が近時学界での主流の観を呈しているなかで、延喜五年(九〇五)奉勅、延喜十三年(九一三)奏覧と考える方がより穏やかではないかとの私見を簡述したものであった。

その論旨は、顕昭が『万葉集時代難事』『古今集序注』で、『古今集』の仮名序に、「かの御時よりこのかた、年は百年余り、世はとつぎになむなりにける」とある点から、奉勅が延喜五年、奏覧は百年をすぎた年である——第五十一代平城天皇の大同元年(八〇六)から数えても十代目の第六十代醍醐天皇の延喜五年(九〇五)は、ぎりぎりの百年にしかならない。「百年余り」とある以上、当然延喜五年からさらに数年下降することになる——とし、「于時延喜五年歲次乙丑四月十五日臣貫之等謹序」

と記す真名序の結びも、奉勅の日付をしばらく序の末尾に置いたものであると述べているところに注目し、顕昭説を踏まえて、次のような『古今集』の成立経過を推定した。

- (1)、『古今集』撰者は延喜五年に醍醐天皇の勅命を受け、数年をかけて撰集に携わり、その業も終了近くなつた段階で、撰者の一人紀貫之がたたき台として仮名序を執筆した。が、仮名序を撰者一同で検討するなかで、序や集の不備が明確になつた。
- (2)、そこで集はさらに撰者一同で精撰に努めることとし、仮名序を書き直す余裕のない貫之は、その不備な点の説明もして仮名序を漢学者の紀淑望に手渡し、仮名序を参考に真名序を執筆してくれるよう依頼した。

(3)、淑望は貫之の希望に沿って真名序を書き上げる

が、仮名序の奉勅の日付を序末尾の奏覧の位置に移し換えるなど、貫之にとつて不満の少なくない内容であつた。が、いまさら仮名序を自分で書き改めて集に付けるのでは、淑望の面目をつぶすことになるため、結局、集の奏覧は無序で行なわれた。

(4)、『古今集』の成立は、通説は延喜十三、四年だが、延喜十三年三月十三日亭子院歌合以降、十月十三日内裏菊合以前と考えられる。

などについて記述したものであるが、紙幅の都合で言及しなかつた点もあるので、以下に考察してみたい。

2

料紙二枚を継ぎ合せて短歌一首を散らし書きにしている伝小野道風筆『継色紙』は、久曾神昇氏の『仮名古筆の内容的研究』によれば、村上天皇時代ごろの書写で、三十六首の歌が現存している。が、

夏下

なつの夜のふすかとすればほと、ぎすなく一こゑにあくるしの、め（『古今集』卷三夏・一五六の歌）

冬上

ふゆごもりおもひかけぬをこのまよりはなと見るま

でゆきぞふりしく（『古今集』卷六冬・三三二）

恋三

かつ見つ、なほや、みなむおはらぎのうきたのもりのしめならなくに（『万葉集』卷十一・二八三九）

などの部類名の付される歌もあり、その三十六首は『万葉集』所載歌六首（卷四・二首、卷十一・三首、卷十三・一首）、『古今集』所載歌二十九首（卷二春下・二首、卷三夏・三首、卷六冬・六首、卷七賀・二首、卷十一恋一・四首、卷十七雑上・六首、卷十八雑下・一首、卷二十神遊びの歌・二首、東歌・三首）、出典未詳歌一首を内容としている。久曾神氏は、夏下・冬上・恋三という部類が『継色紙』に見出されること、また、『古今集』所載歌九首の歌句に、

みさぶらひみかさとまうせかしは木のこのしたつゆ

はあめにまされり（『古今集』卷二十東歌・二〇九二）

などの現存の『古今集』と相違する本文が見出される（前掲歌の第三句は『古今集』では「宮城野の」とある）などの理由から、『古今集』の初撰本（『続万葉集』とも呼ばれる）からの抄出ではないかとみておられる。た

しかに興味深い、鋭い指摘であるが、問題となるのは、『古今集』の歌だけでなく、『万葉集』の歌が六首も含ま

れる点である。『古今集』の仮名序（定家本）によれば、

『万葉集』に入らぬ古き歌、みづからのをも奉らしめ給ひてなむ」とあり、真名序によつても「各献家集并古来旧歌、曰続万葉集」とあつて、『万葉集』の歌は採らぬ方針であつたとみられるからである。久曾神氏は「最初勅命を下された時には、おそらく真名序に見る如く、何等制限は無かつたであろう。したがつて万葉集の歌も少なからず選入せられたであろう」（『仮名古筆の内容的研究』）といわれているが、『続万葉集』——この集名は、『古今和歌集成立論資料編』の真名序によれば、掲載しない伝本もあつて、その有無は問題が残るが——の呼称は、『万葉集』の歌を収めたものではない『新撰万葉集』よりもさらに後の命名ではあり、『万葉集』の後を継承する意で付せられ、また、『万葉集』の歌を含んでいないと考へているからこそ付せられた集名であつたろう。したがつて、『古今集』の両序による限り、『古今集』は当初から『万葉集』の歌は選入しない方針であつたと思われ、六首もの『万葉集』の歌を含む『継色紙』が、はたして『古今集』の初撰本からの抄出であるのかが問題となるのである。ただ、『古今集』には久曾神氏もいわれるように、『万葉集』の歌を含まないと言明しながら、『撰集万葉徴』によれば『万葉集』の歌が一一首混入しており、貫之撰の『新撰和歌』も一二首を混入させている（『仮

名古筆の内容的研究』）。だから、古歌集などから『万葉集』歌という意識なしに集めてきた歌が実は『万葉集』歌であり、『古今集』への精撰の段階で、『万葉集』の歌であることに気付いて除去されたのだとみてよいなら、『継色紙』は初撰本（『続万葉集』）からの抄出本と考へられるのではなからうか。『継色紙』は書道の手本などの美術的的目的に供するために作られたものか、一首一首がゆったりと美しく記されており、多数の歌を収めていたとはとても思えない。にもかかわらず「夏下」「冬上」「恋三」などの部立が付せられている。たとへば夏歌を一〇首か二〇首書き記すのなら、部立は「夏」だけで充分で、上下に分ける必要はなからう。とすれば原拠の集の部類をそのまま記しているのであるが、巻数もなく、部立だけは「夏上」などと細分し、しかもかなりな歌数を収めていたと推測される原拠の集は、『続万葉集』以外にもはたして『継色紙』以前に存在していたかどうかはなほはおぼつかない。巻数はなく、しかも大雑把な分類はなされておられ、しかも『古今集』の歌が大部分の内容をなすという『継色紙』は、『続万葉集』からの歌だけの抄出手本ではないかという疑いがやはり残るのである。

『古今集』仮名序の記述が現存本と符合しない点については、前掲拙文で種々述べた通りである。延喜五年奏覧説では、それらの符合しない点は、奏覧以後の補入・改修とみられよう。が、すでに久曾神氏が『古今和歌集成立論』その他で述べておられるように、仮名序の、

梅を挿頭すよりはじめて、郭公を聞き、紅葉を折り、雪を見るにいたるまで、また鶴亀につけて君を思ひ、人をも祝ひ、秋萩夏草を見て妻を恋ひ、逢坂山にいたりて手向を祈り、あるは春夏秋冬にも入らぬくさぐさの歌をなむ撰ばせ給ひける。

と、集中の歌などに拠りつつ説明している部類が、春歌・夏歌・秋歌・冬歌・賀歌・恋歌・羈旅・雑歌の順で並んでいることは、『古今集』の現存諸本の部類が賀と恋との間に離別・羈旅・物名の部立をはさんでいるのと大きく食い違うのである。延喜五年に奏覧され、醍醐天皇が嘉納しているとしたら、奏覧以後になぜ、そんなに大きく部類まで改変する必要があったのが問題となろう（『古今集』以後の勅撰集においても、奏覧以後に部類まで改訂した例はない）。仮名序が述べるように賀の次に恋が来ている伝本——すなわち卷七賀・卷八恋一・卷

九恋二……のような部類を有する本である——が存在して、そうした本に延喜五年以後の歌や詞書が記されているのなら、補入とか改修といえるかもしれないが、そうした部類を有する伝本は見当たらないのである。

前掲の部分の、「秋萩・夏草を見て妻を恋ひ」は、吹き迷ふ野風を寒み秋萩の移りもゆくか人の心の（卷十五恋五・七八一・雲林院の親王）

かれはてむのちをば知らで夏草の深くも人の思ほゆるかな（卷十四恋四・六八六・凡河内躬恒）

の歌による表現であろう。が、「逢坂山にいたりて手向を祈り」は該当する歌が見当たらない。もちろん

このたびは幣もとりあへずたむけ山もみちの錦神のまにまに（卷九羈旅・四二〇・菅原朝臣）

を指すのではなからう。とすれば、この仮名序の記述に相当する歌も後に除かれたのではないかと疑われる。

仮名序には「すべて千歌二十卷、名づけて古今和歌集といふ」とあるが、現存本は千百首を収めている。「すべて」の語からすれば、仮名序執筆時点の『古今集』は千首を載せていたが、その後の精撰で、除棄歌も生じたものの、増補された歌も少なくなく、仮名序の記載より百首ふくらんだとも解される。但し、『新撰和歌』に、

昔延喜之御宇、属世之無為、因人之有慶令撰進万葉

外古今和歌一千篇。

とあって、現存の『古今集』（千百首を選入している）の歌を「一千篇」と述べているから、右の仮名序も、「千歌」は概数とみておけばよいのかもしれない。が、真名序が

於是重有詔、部類所奉之歌、勅為二十卷。

と記して、所載歌数に全く言及していないのは、奏覧本に付せられていた序であるとしたら、勅撰漢詩集の序が必ず詩の数を掲げていた先例に照らしてもきわめて不自然である。淑望は、貫之から人麻呂の吉野山の桜の歌など、精撰段階で歌の切継が必要となりそうだと聞いているので、あえて明確でない歌数に触れることを避けたのではあるまいか。

4

勅撰漢詩集の序を見ると、『凌雲集』は、

從五位上左馬頭兼内藏頭美濃守臣小野朝臣岑守上。

とあって、「臣岑守謹言」で結ばれている。『文華秀麗集』の序は、

從五位下守大舍人頭兼信濃守臣仲雄王上。

とあって、「臣仲雄上」で結ばれる。『経国集』の序は、

東宮学士從五位下臣滋野朝臣貞主上。

とあって、

天長四年五月十四日。

の日付で結ばれている。ところが『古今集』の真名序は、初めに序の執筆者の名がなく、末尾に、

于時延喜五年歲次乙丑四月十五日臣貫之等謹序。

とある。前蹤勅撰漢詩集は共撰者がある場合でもまず序の執筆者一人の名を記している。ところが、『古今集』真名序は、「臣貫之等謹序」とある。序の執筆者が撰者の最高位者に限らないことは、田中喜三春氏が「古今集延喜五年奏覧考(下)」（『国語と国文学』昭和四十八年二月号）でいわれる通りである。が、「臣貫之謹序」とあるのならば問題は無いが、「臣貫之等謹序」とあるのはやはり不審が残る。真名序に、

爰詔大内記紀友則・御書所預紀貫之・前甲斐少目凡河内躬恒・右衛門府生忠岑等、

とあるように、貫之の上位者に紀友則がいるからである。「貫之等謹序」は、撰者の名を一々克明に挙げる代りに、撰者の総意によって付した序であることを、代表者一人の名を掲げることによって示したものであろう。とすれば、「紀友則等謹序」でよいはずである。まして、真名序は貫之ではなく淑望が書いたといわれている。紀友則の死がいつであったかは明らかでないが、『古今集』巻

十六哀傷・八三九の忠岑の歌などから秋と知られ、村瀬敏夫氏は『紀貫之伝の研究』で延喜五年秋と推定されている。「延喜五年歳次乙丑四月十五日臣貫之等序」と書いているのは、延喜五年四月に記された序ではなく、友則がすでにこの世にいない時点で貫之に頼まれて淑望が真名序を執筆しているからであろう。友則没後なら、貫之を筆頭者として、「臣貫之等謹序」と記すことはなんの不思議もないのである。顕昭が奉勅の日付をしばらく序に置いたのだと述べているのは、だから真を言い当てていることになろう。淑望は、假名序の、

貫之らがこの世に同じく生まれて、このことの時にあへるをなむ喜びぬる。人麻呂亡くなりたれど、歌の事とどまれるかな。

とある箇所を参考にして、

嗟乎人麻呂既没、和歌不在斯哉。于時延喜五年歳次乙丑四月十五日臣貫之等謹序。

と結んでいるのであろう。

5

『古今集』は延喜五年四月に紀友則・貫之らが醍醐天皇の勅を奉じ、

第一期（選歌期）……選歌に努め、『続万葉集』に

結実する。大雑把な部類はなされており、貫之の目録序の長歌（『古今集』巻十九雜体・一〇〇二）が添えられていた。田中喜美春氏が前掲論考で述べられたように、春雨の降る季節に献上されたのである。あるいは延喜七年（か八年）春のことであろうか。

第二期（部類期）……『続万葉集』の歌を部類・配列し、『古今和歌集』と書名を定め、貫之が假名序を草した時期である。延喜七（八）年四月六日以降、部類の作業は始められたのであろうが、業も終了近くになり、貫之が假名序を草した時期がいつであったかについては明らかでない。

第三期（精撰期）……假名序の検討から、全体的な見直しが必要となり、部類の改変、歌の切継、詞書の改訂などの精撰が行なわれ、一方、真名序の執筆を貫之は淑望に依頼するが、出来上った真名序は貫之ら撰者の意に満たず、結局、序は付せられずに奏覧された。

の三期にわたる撰集過程を経て『古今集』は成立を見るのであろう。第三期の精撰が延喜十三年までかかるのか、それとももう少し早く精撰は完了して奏覧されており、延喜十三年亭子院歌合の歌だけが後に補入されたのかは

明らかではない。が、たとえ亭子院歌合の歌が後の補入であるとしても、醍醐天皇の勅許を得ての補入奏覧であろうから、最終的成立時期は延喜十三年とみられよう。